

令和4年4月1日

交通死亡事故防止対策事業補助金

(サポカーSワイド購入補助)

Q & A

福井県安全環境部県民安全課

目 次

【補助対象車両について】

- Q 1 対象となる安全運転サポート車の機能の一つである「先進ライト」は、自動切換型前照灯、自動防眩型前照灯、配光可変型前照灯の全ての機能を有する必要があるのか。．．．．． 1
- Q 2 いつから購入したものが対象となるのか。．．．．． 1
- Q 3 リースや残価設定型クレジットについて、契約者が65歳以上であれば補助対象となるのか。．．．．． 1
- Q 4 個人間売買で車両を購入した場合も補助対象となるのか。．．．．． 1
- Q 5 車検証の「使用者」が法人名義となっても、「用途」が「自家用」になっていれば、補助対象者となるのか。．．．．． 1

【申請者の年齢・居住地等について】

- Q 6 年齢はいつの時点で満65歳である必要があるのか。．．．．． 1
- Q 7 居住地はいつの時点で福井県内である必要があるのか。．．．．． 1
- Q 8 実際には県内に居住しているが、運転免許証の住所が県外となっていた場合、補助対象者となるのか。．．．．． 1
- Q 9 外国籍の方も申請は可能か。．．．．． 2

【申請関係について】

- Q 10 申請書の提出期限は、いつまでか。．．．．． 2
- Q 11 申請受付期間は、いつからいつまでか。．．．．． 2
- Q 12 提出期限の締切は、県民安全課への書類の到着日、郵便の消印日のいずれにより判断するのか。．．．．． 2
- Q 13 申請書を提出してから補助金が交付されるまでに要する期間はどれくらいか。．．．．． 2
- Q 14 登録未使用車（いわゆる新古車）は新車、中古車のいずれで申請するのか。．．．．． 2
- Q 15 中古車を購入したものの、所有者名が変更されず使用者のみの変更となり、車検証の「登録年月日」が変更されていない場合どうするのか。．．． 3

- Q16 65歳未満の子が、65歳以上の親に車を贈る際、所有者名義を子にして使用者を親にすれば、補助対象者となるか。・・・3
- Q17 運転免許を保有しない65歳以上の夫の名義で購入し、実際に運転するのが65歳未満の妻であり、夫が申請する場合、補助対象者となるのか。・・・3
- Q18 運転免許を保有しない65歳以上の夫の名義で購入し、実際に運転するのが65歳以上の妻であり、夫が申請する場合、補助対象者となるのか。・・・3
- Q19 身体障がい者等にたいする自動車税等の減免の適用の関係で、有効な運転免許証をもっていない者を車検証上の使用者名義として登録（届出）する場合、実際に運転を行うのは満65歳以上の者だが、補助対象者となるか。・・・3
- Q20 添付書類は、全て備えた上で申請する必要があるのか。・・・4

【その他】

- Q21 総予算額はいくらか。・・・4
- Q22 予算が無くなった場合、終了となるのか。・・・4
- Q23 何台まで対象になるのか。・・・4
- Q24 補助金の交付を受けてすぐに売却することは認められるか。・・・4
- Q25 限定運転宣言書の宣言項目は、どれか一つでもいいのか。・・・4
- Q26 限定運転宣言書の宣言項目に背いた場合、どのような扱いになるのか。・・・4
- Q27 県税の種類についてはどのようなものがあるのか。・・・4

【補助対象車両について】

Q 1 対象となる安全運転サポート車の機能の一つである「先進ライト」は、自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯、配光可変型前照灯の全ての機能を有する必要があるのか。

A 1 いずれか一つの機能を有していればよい。

Q 2 いつから購入したものが対象となるのか。

A 2 令和4年3月1日以降に、中古車の登録（届出）がなされた車両が対象となる。ただし、申請は令和4年6月1日からとなる。（Q11 参照）

Q 3 リースや残価設定型クレジットについて、契約者が65歳以上であれば対象となるのか。

A 3 対象となる。

Q 4 個人間売買で車両を購入した場合も補助対象となるのか。

A 4 対象とはならない。

Q 5 車検証の「使用者」が法人名義となっても、「用途」が「自家用」になっていれば、補助対象者となるのか。

A 5 「使用者」が個人でない場合は、補助対象者とならない。

【申請者の年齢・居住地等について】

Q 6 年齢はいつの時点で満65歳である必要があるのか。

A 6 令和4年度内に満65歳となる必要がある。令和4年度内に満65歳となる場合は、登録（届出）時点で満65歳となっていなくても補助対象者となる。

Q 7 居住地はいつの時点で福井県内である必要があるのか。

A 7 登録（届出）の日に福井県内に居住していれば、補助対象者となる。（車検証の使用者住所が福井県内である必要がある。）仮に購入日に県外に居住していても登録（届出）の日に県内に居住していれば、補助対象者となる。

Q 8 実際には県内に居住しているが、運転免許証の住所が県外となっていた場合、補助対象者となるのか。

A 8 運転免許証により現住所を確認するため、運転免許証の住所が県外である場合、県内居住者とはみなさず、補助対象者とししない。この場合、補助を受けるには、運転免許証の住所変更を行う必要がある。

Q 9 外国籍の方も申請は可能か。

A 9 県内で住民登録をしており有効な運転免許証を保有している外国籍の方であれば申請は可能である。ただし、国際運転免許証は無効である。

【申請関係について】

Q10 申請書の提出期限は、いつまでか。

A10 必要書類の提出は、補助対象車両の登録（届出）の日の翌月末までに提出しなければならない。一部の例外を含めると以下のとおり。

登録（届出）の日	提出期限
令和4年3月1日～令和4年4月30日	令和4年6月30日まで
令和4年5月1日～令和5年1月31日	翌月末まで
令和5年2月1日～令和5年2月28日	令和5年3月4日まで

Q11 申請受付期間は、いつからいつまでか。

A11 申請受付期間は、令和4年6月1日から令和5年3月6日までとする。
ただし、受付期間中に補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することがある。

Q12 提出期限の締切は、県民安全課への書類の到着日、郵便の消印日のいずれにより判断するのか。

A12 書類の到着日により判断する。

Q13 申請書を提出してから補助金が交付されるまでに要する期間はどれくらいか。

A13 申請書を提出後、「令和4年度交通死亡事故防止対策事業補助金交付決定兼額の確定通知書」を申請者に送付するまでに要する期間は、概ね1～2か月程度。その後、補助金が指定口座に振り込まれるまでに要する期間が概ね1か月程度。よって、申請書を提出してから補助金が交付されるまでに要する期間は、概ね2か月～3か月程度となる。ただし、申請状況によって、補助金の交付までに要する期間は前後することもある。

Q14 登録未使用車（いわゆる新古車）は新車、中古車のいずれで申請するのか。

A14 中古車としての扱いとなる。

Q15 中古車を購入したものの、所有者名が変更されず使用者のみの変更となり、車検証の「登録年月日」が変更されていない場合どうするのか。

A15 車検証の上部欄外の「発行日」の日付を安全運転サポート車販売証明書の「登録年月日／交付年月日」欄に記入する。

Q16 65歳未満の子が、65歳以上の親に車を贈る際、所有者名義を子にして使用者を親にすれば、補助対象者となるか。

A16 補助対象となる。ただし、申請者、車検証上の使用者が満65歳以上である必要がある。

Q17 運転免許を保有しない65歳以上の夫の名義で購入し、実際に運転するのが65歳未満の妻であり、夫が申請する場合、補助対象者となるのか。

A17 申請に当たっては、運転免許証を保有していることが必要であるため、補助対象者とはならない。

Q18 運転免許を保有しない65歳以上の夫の名義で購入し、実際に運転するのが65歳以上の妻であり、夫が申請する場合、補助対象者となるのか。

A18 原則、車検証の使用者名義を、実際に運転する妻に変更し、その変更後、名義人の妻が申請する場合は対象となる。ただし、運転免許証を保有しない者が、身体障害者手帳等を所持している場合、自動車税の減免を受けていることがわかる書類等の写しを提出した場合はその限りではない。

Q19 身体障がい者等にたいする自動車税等の減免の適用の関係で、有効な運転免許証をもっていない者を車検証上の使用者名義として登録（届出）する場合、実際に運転を行うのは満65歳以上の者だが、補助対象者となるか。

A19 以下の4つの要件について、それぞれ確認出来る公的な書面を添付いただくことで、補助金を申請できる。

1. 車検証上の使用者が減免を受ける方（減免対象者）であること
2. 申請車両が減免の対象となる車両であること
3. 実際に運転を行う者が使用者と生計同一であり、代理運転者であること
4. 代理運転者が令和4年度中に満65歳以上となる者であること

また、使用者名義を変更できる場合は、変更前名義人が減免対象者であることが確認できる公的な書面（障がい者手帳の写しなど）と、変更後の名義人が令和4年度中に満65歳以上となる者で、かつ、減免対象者と生計同一にする者（代理運転

者)であることが確認出来る公的な書面と、名義変更前後の車検証の写しを申請書類と併せて申請する必要がある。

Q20 添付書類は、全て揃えた上で申請する必要があるのか。

A20 申請時に添付書類は全て必要である。

例えば、対象車両の登録(届出)後に「安全運転サポート車販売証明書」を事業者が作成することとなるが、「安全運転サポート車販売証明書」および「自動車検査証の写し」以外の申請に必要な書類を申請者が県に提出し、「安全運転サポート車販売証明書」および「自動車検査証の写し」のみ、後日事業者から県に提出することは認められない。よって、事業者は車検証が交付された後、「安全運転サポート車販売証明書」を作成し、納車等の機会を通じて申請者に同証明書と車検証の写しを渡していただく必要がある。

【その他】

Q21 総予算額はいくらか。

A21 総予算額は3,000万円で、1,500台分の補助を想定している。

Q22 予算が無くなった場合、終了となるのか。

A22 受付期間中に補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することがある。

Q23 何台まで対象になるのか。

A23 一人につき補助台数は一台となる。

Q24 補助金の交付を受けてすぐに売却することは認められるか。

A24 認められない。

購入した車両については1年間使用することが義務付けられており、一定の場合を除き、補助金の交付を受けたにも関わらず1年未満で車を手放した場合(使用者の名義変更も含む)は、補助金の返納を求めることがある。

※福井県補助金等交付規則第20条および交通死亡事故防止対策事業補助金交付要領第10条参照

Q25 限定運転宣言書の宣言項目は、どれか一つでもいいのか。

A25 宣言項目は一つでもよい。

Q26 限定運転宣言書の宣言項目に背いた場合、どのような扱いになるのか。

A26 限定運転宣言は、宣言者の自主的な取り組みであり、宣言項目に背いたとして補助金の返還を求めることはない。

Q27 県税の種類についてはどのようなものがあるのか。

A27 県税の種類については、以下のようなものがある。

種類	内容
個人の県民税	1月1日現在県内に住所、事務所（事業所）、家屋敷を持っている人が対象で、個人県民税と個人市町村民税は、併せて『個人住民税』と呼ぶ。個人住民税の申告や納税などの事務は市町が行っている。
不動産取得税	土地や家屋など不動産の取得に対して課される税。
自動車税（種別割）	排気量等に応じて、自動車を所有している人に課税される税。
自動車税（環境性能割）	燃費性能等に応じて、自動車を取得したときに課税される税。
個人事業税	県内で商業や製造業など、個人で事業を営んでいる者に課税される税。

※ 詳細は、<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/type/type-top.html> を参照のこと。